

## 平成 27 年度障がい者虐待防止対策支援事業について

## 1. 実施概要

【目的】障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関する職務に従事するもの又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図る。

【実施体制】市内 11 事業所に虐待防止センターを設置し、業務を実施。

## 2. 平成 27 年度障がい者虐待の現状について

## ① 虐待類型別通報・相談件数の推移

(単位：件)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
養護者虐待（その他同居家族等も含む）	58	43	34
施設従事者虐待	14	10	7
使用者虐待	1	1	2
計	73	54	43

表 1 虐待類型別通報・相談件数

年間の虐待通報・相談件数は減少傾向にある。

平成 27 年度の件数を虐待類型別にみると、養護者虐待が全体の約 8 割を占めている。

## ② ①のうち虐待として認定された件数の推移

(単位：件)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
養護者虐待（その他同居家族等も含む）	27	19	12
施設従事者虐待	7	4	0
使用者虐待	1	1	1
計	35	24	13

表 2 表 1 のうち、虐待として認定された件数

平成 25 年度から平成 27 年度までの過去 3 年間の推移をみると、全体として障がい者虐待として認定された件数は減少傾向にある。

③ 養護者虐待について 平成 27 年度 虐待認定件数 12 件  
ア 虐待の通報者について

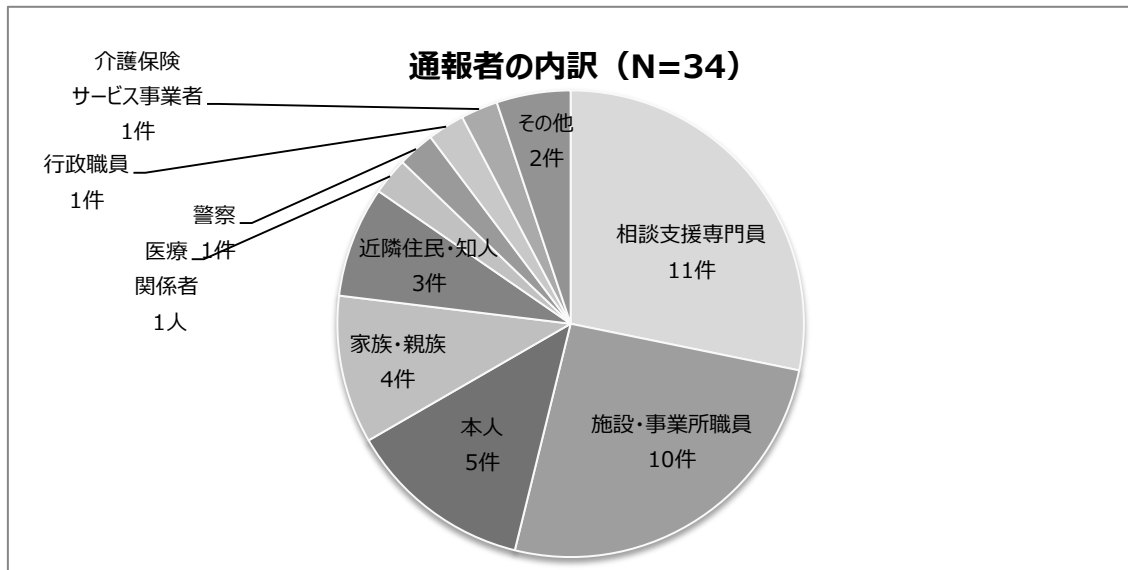


表 2 養護者虐待における通報者の内訳（重複あり）

養護者虐待における通報者は「相談支援専門員」「施設・事業所職員」が 21 件で半数以上を占めた。日頃から被虐待者の悩みや家庭環境等に関わるサービス提供事業所等の関係者が通報者となっていることがわかる。

イ 虐待の類型について

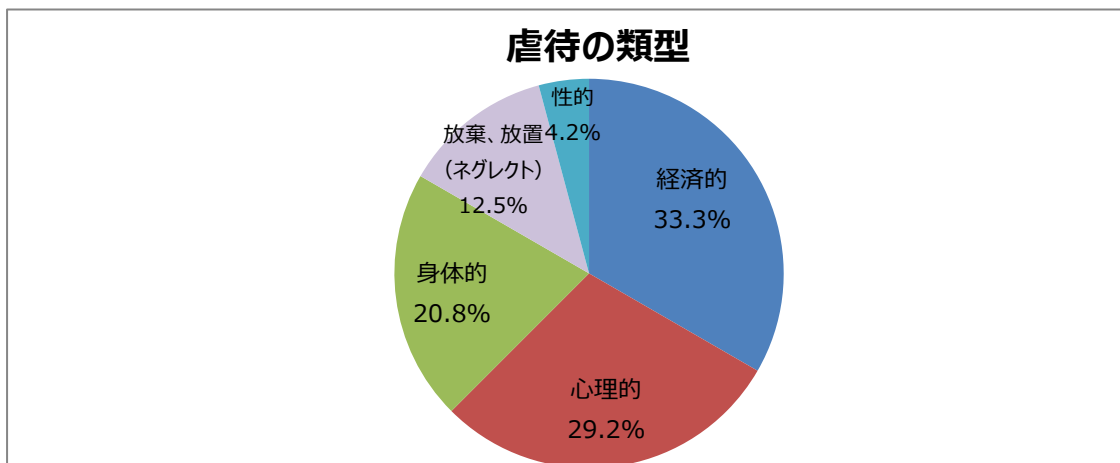


表 3 虐待の類型

虐待の類型では「本人の口座から勝手に出金する」や「食費などの必要なお金を持たせない」といった「経済的虐待」が最も多く 33.3%、次いで「侮辱する言葉を浴びせる」や「恫喝する」といった「心理的虐待」が 29.2%であった。また、虐待として認定された 12 件中 7 件が複数種類の虐待を行っていた。

ウ 被虐待者の年齢

年齢	人数 (人)
18～29 歳	3
30～39 歳	2
40～49 歳	3
50～59 歳	4

表4 被虐待者の年齢

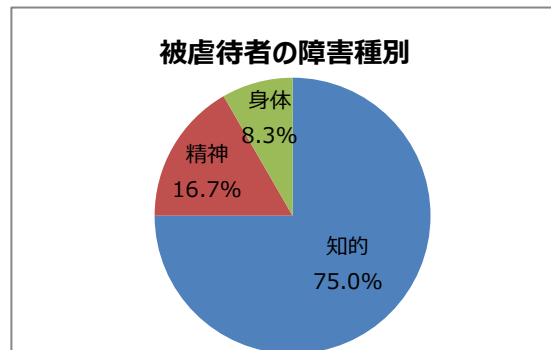


表5 被虐待者の障がい種別

被虐待者の年齢は幼少期、学齢期の実績はなく、高校卒業から 50 代にかけて 2～4 人と平均的に分布している。障がい種別についてみると、4 人に 3 人が知的障がいであることがわかる。

エ 被虐待者から見た虐待者の続柄

続柄	人数 (人)
父	3
母	3
息子	2
兄弟姉妹	2
その他	4

表6 被虐待者から見た虐待者の続柄 (重複あり)

被虐待者 (父母) の年齢

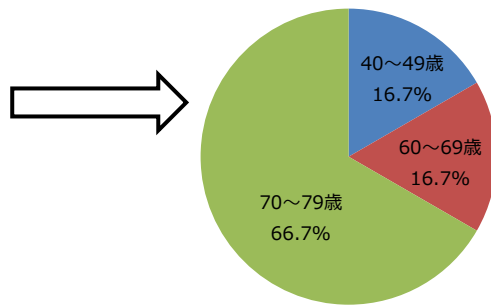


表7 被虐待者 (父母) の年齢

表6から虐待者のうち、最も多かったのは「父」「母」によるものであり、その年齢は6人中5人が60代以上と比較的高齢の親であり、虐待についての理解や認識が低いことが推測される。

オ 虐待の要因、環境について

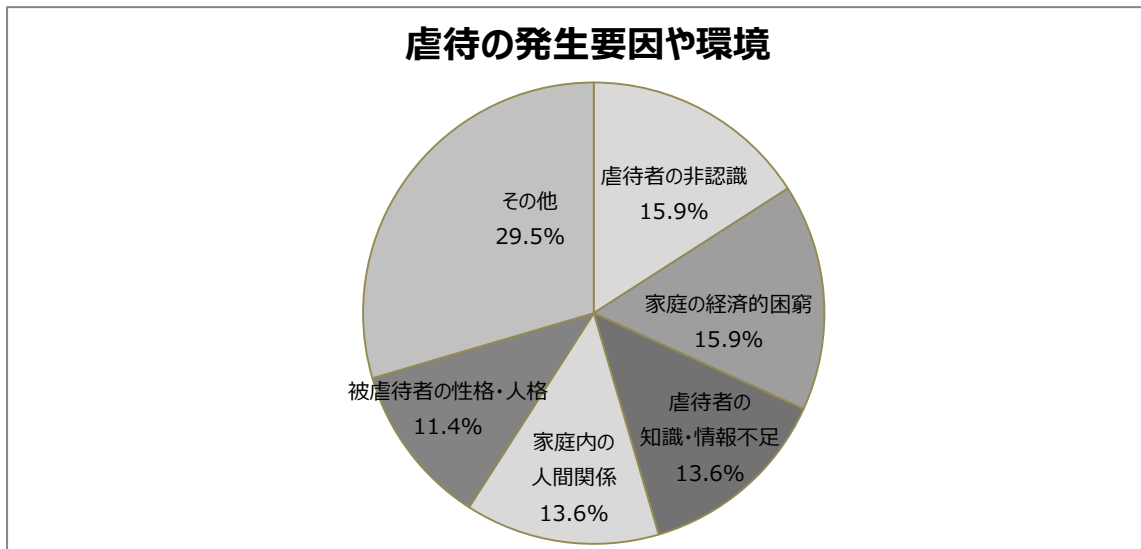


表 8 虐待の発生要因や環境について

表 8 を見ると、「虐待者の非認識」、「家庭の経済的困窮」、「虐待者の知識・情報不足」、「家庭内の人間関係」が上位を占めた。

虐待者自身が虐待であることを認識していなかったり、虐待についての知識・情報を得ていないこと、さらには家庭内で抱える問題などを起因として虐待が発生していることがうかがえる。

カ 養護者虐待の分離の状況

養護者虐待として認定した件数	12						
うち、分離した件数	3	→	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>契約による福祉サービスの利用</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市外への転居</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	契約による福祉サービスの利用	2	市外への転居	1
契約による福祉サービスの利用	2						
市外への転居	1						
うち、分離していない件数	9	→	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>虐待者への助言・指導</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>その他 (新たな障がい福祉サービスの利用、サービス等利用計画の見直し など)</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	虐待者への助言・指導	4	その他 (新たな障がい福祉サービスの利用、サービス等利用計画の見直し など)	5
虐待者への助言・指導	4						
その他 (新たな障がい福祉サービスの利用、サービス等利用計画の見直し など)	5						

表 9 養護者虐待の分離の状況

平成 27 年度中に発生した養護者虐待について、分離を行ったケースは 3 件で、うち 2 件は契約による福祉サービスの利用、1 件は市外への転居によるものであった。

また、分離を行っていない場合も虐待者への助言・指導等により被虐待者の安全確保に努めている。

④ 使用者虐待について 平成 27 年度虐待認定件数 1 件

概要

【通報者】実姉

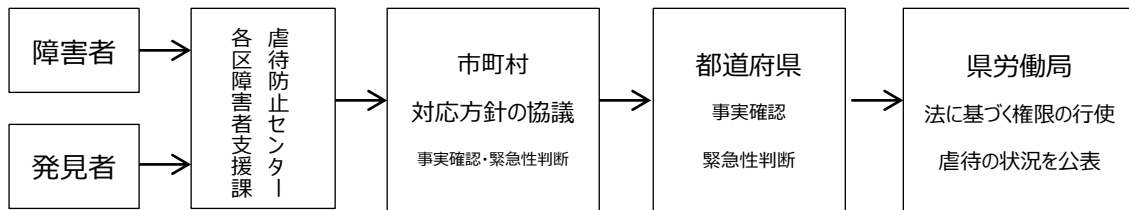
【概要】

本人 A の勤務する会社において、使用者が心理的、身体的虐待行為の事実を認めた。また、1 ヶ月の間に 122 時間 30 分の時間外労働を行っていたため、身体的、心理的虐待に該当すると認定。

【虐待に対する労働局の対応】

- ・過重労働について、労働基準法第 32 条違反として是正勧告書を交付。
- ・障害者雇用促進法に基づき、障害者及び健常者の雇用管理を適切に行うよう口頭指導。

<使用者虐待が発生した際の対応の流れ>



⑤ 虐待案件の終結状況について

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
虐待件数	35	24	13
終結件数	30	16	7
継続件数	5	8	6
終結率	85.7%	66.7%	53.8%

平成 25 年度からの終結率は減少傾向にあり、案件が長期化していることがうかがえる。

また、虐待の状況が安定している場合は見守り体制を確認し、終結会議により終結させることも重要である。制度開始 3 年半が経過し、ケース管理のあり方を検討する必要もある。

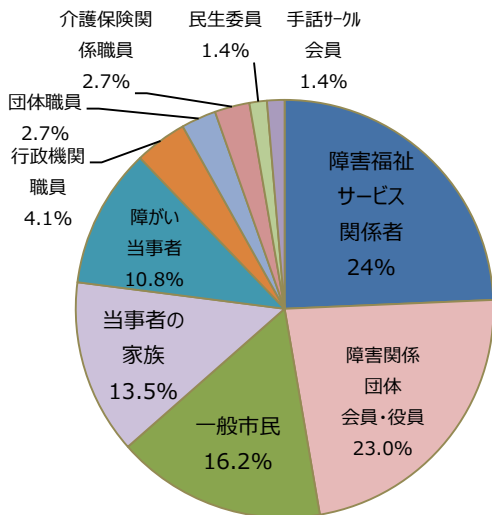
### 3. 平成 27 年度虐待防止講演会の開催（虐待防止及び成年後見制度の周知）

【日時】平成 28 年 2 月 19 日（金）  
 【会場】静岡市清水文化会館マリナート 小ホール  
 【内容】第 1 部「講談で学ぶ成年後見制度」  
 講談師 神田 織音氏  
 第 2 部「成年後見制度について」  
 ふるい後見事務所 古井 慶治氏  
 【参加者】105 名



講談師 神田 織音さん

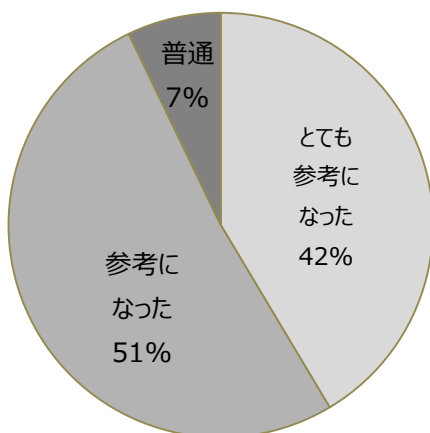
（利用者アンケートより） ※回答者 74 名 回答率 70.5%



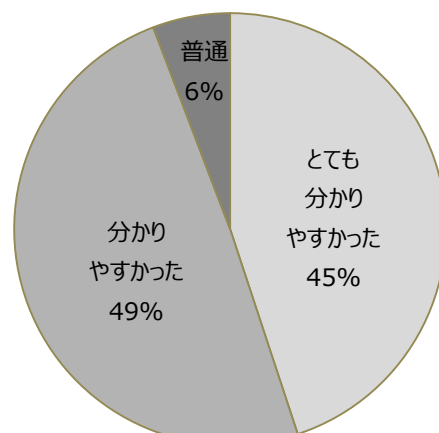
参加者について

（その他意見・要望・感想等）

- ・話が物語風で、口調もメリハリがあり、とても分かりやすかった。
- ・自分の現実把握の甘さに気付いた。真剣に取り組む必要を感じた。
- ・難しく、面倒だと思っていたが、具体的に考える材料となった。
- ・講談という形は分かりやすく、またその後の（第 2 部の）説明で身近に感じた。



参考になったか



分かりやすかったか